

第百一号議案

仙台国際探究ラボ条例

仙台国際探究ラボ条例

(設置)

第一条 探究的な学び及び体験的な学びの機会の提供、日本語の指導が必要な児童及び生徒の支援等を通じて、国際的な視点に立った教育を推進することを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十条の規定に基づき、国際探究ラボを設置する。

(名称及び位置)

第二条 国際探究ラボの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
仙台国際探究ラボ	仙台市青葉区中央二丁目三番一号

(事業)

第三条 国際探究ラボは、次に掲げる事業を行う。

- 一 国際的な視点に立った探究的な学び及び体験的な学びの機会の提供に関すること
- 二 海外から帰国した児童及び生徒、外国人の児童及び生徒その他日本語以外の言語を日常的に使用した経験を有する児童及び生徒であつて日本語の指導が必要なものに対する当該指導及び学校生活の支援に関すること

三 学校における国際的な視点に立った教育の推進に係る支援に関すること

四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要と認められる事業

(職員)

第四条 国際探究ラボに必要な職員を置く。

(利用者の範囲)

第五条 国際探究ラボを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 本市の設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の児童及び生徒
- 二 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

国際探究ラボを設置するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百二号議案

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「、第十項及び第十二項」を「及び第十項」に改め、同条第七項中「附則第十五条第十四項本文」を「附則第十五条第十三項本文」に改め、同条第八項から第十項までを次のように改める。

8 法附則第十五条第二十一項第一号の条例で定める割合は、三分の二とする。

9 法附則第十五条第二十一項第二号の条例で定める割合は、二分の一とする。

10 法附則第十五条第二十一項第三号の条例で定める割合は、二分の一とする。

第二十四条第十六項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項中「附則第十五条第二十五項第四号」を「附則第十五条第二十四項第四号」に、「二分の一」を「四分の三」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項の次に次の五項を加える。

11 法附則第十五条第二十二項第一号の条例で定める割合は、三分の二とする。

12 法附則第十五条第二十二項第二号の条例で定める割合は、二分の一とする。

13 法附則第十五条第二十四項第一号の条例で定める割合は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 法附則第十五条第二十四項第一号イに掲げる設備 三分の一

二 法附則第十五条第二十四項第一号ロからニまでに掲げる設備 二分の一

14 法附則第十五条第二十四項第二号の条例で定める割合は、五分の三とする。

15 法附則第十五条第二十四項第三号の条例で定める割合は、三分の二とする。

第二十五条の二の見出し中「減額」を「減額等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法附則第十五条の十一第一項の条例で定める割合は、三分の一とする。

附則第二十項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十条第二項に規定する通知書の写し、主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則附則第七条の二第一項の補助に係る補助金の確定額の通知の写し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第一項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法第十七条第

三項第一号の基準に適合する」に改める。

附則第二十七項中「東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「所得税法等の一部を改正する法律附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改める。

附則第三十三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「償却資産」の下に「(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)附則第十四条第十九項の償却資産に対して課する固定資産税に係るこの条例による改正後の第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「に定める」とあるのは、「並びに地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条第十二項に定める」とする。

理 由

指定避難施設等に対する固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定めるとともに、地方税法の改正を考慮し特定再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三号議案

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例（平成二十七年仙台市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定を考慮し、外国人に対する生活保護の措置に関する事務において個人番号を利用することができるとする規定を削るため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百四号議案

仙台市精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例

仙台市精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例

仙台市精神障害者社会復帰施設条例（平成五年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表パル三居沢の項を削る。

第三条ただし書中「、パル三居沢においては第一号から第三号までに掲げる事業を」を削る。

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

理 由

パル三居沢を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百五号議案

仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成五年仙台市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百六号議案

仙台市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

仙台市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
仙台市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十四年仙台市条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「第二条第二十項」を「第二条第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

産業競争力強化法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百七号議案

杜の都の風土を育む景観条例の一部を改正する条例

杜の都の風土を育む景観条例の一部を改正する条例

杜の都の風土を育む景観条例（平成七年仙台市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改める。

第八条中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

景観法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百八号議案

仙台市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

仙台市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

仙台市特別用途地区建築条例（昭和四十八年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「制限」を「制限等」に改める。

第二条第一項を削り、同条第二項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同項を同条とする。

第三条中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第四条第一項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第二項中「別表第四」を「別表第三」に、「別表第四の二」を「別表第四」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「特別工業地区」を「第一種特別工業地区」に改める。

第十一条各号中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第十五条とし、第十条を第十四条とする。

第九条中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第十三条とする。

第八条中「第二条第一項ただし書、同条第二項ただし書」を「第二条ただし書」に、「又は第六条ただし書」を「、第六条ただし書、第七条ただし書、第八条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第九条第一項ただし書若しくは第二項ただし書」に改め、同条第二号及び第三号中「第六条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とし、第七条を第十一条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の三条を加える。

（国際文化交流拠点地区内の建築制限）

第八条 第二種中高層住居専用地域内に指定された国際文化交流拠点地区内においては、法第四十八条第四項の規定によるほか、別表第十一に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が国際文化交流拠点地区の目的を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 第二種住居地域内に指定された国際文化交流拠点地区内においては、法第四十八条第六項の規定によるほか、別表第十二に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が国際文化交流拠点地区の目的を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

（国際学術研究拠点地区内の建築制限）

第九条 第二種中高層住居専用地域内に指定された国際学術研究拠点地区内においては、法第四十八条第四項の規定によるほか、別表第十一に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が国際学術研究拠点地区の目的を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 第二種住居地域内に指定された国際学術研究拠点地区内においては、法第四十八条第六項の規定によるほか、別表第十二に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が国際学術研究拠点地区の目的を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、こ

の限りでない。

（建築物の用途に関する制限の緩和）

第十条 別表第十三の第一欄に掲げる用途地域内に指定された同表の第二欄に掲げる特別用途地区内においては、同表の第三欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の第四欄に掲げる建築物を建築することができる。

第五条の次に次の一条を加える。

（第二種特別工業地区内の建築制限）

第六条 工業専用地域内に指定された第二種特別工業地区内においては、法第四十八条第十三項の規定によるほか、別表第十に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

別表第一を削り、別表第二を別表第一とし、別表第三を別表第二とし、別表第四を別表第三とし、別表第四の二を別表第四とする。

別表第十中「第五条」の下に「、第六条」を加え、同表の次に次の三表を加える。

別表第十一（第八条、第九条関係）

一 貸切風呂その他これに類するもの

二 簡易宿泊所

三 前二号に掲げる建築物以外の建築物で環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて市長が指定するもの

別表第十二（第八条、第九条関係）

一 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものの

二 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場

三 貸切風呂その他これに類するもの

四 ホテル、旅館又は簡易宿泊所

五 物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるものの

六 カラオケボックスその他これに類するもの

七 床面積の合計が十五平方メートルを超える畜舎

八 前各号に掲げる建築物以外の建築物で環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて市長が指定するもの

別表第十三（第十条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
工業専用地域	第二種特別工業地区	法第四十八条第十三項	一 自動車修理工場 又は自動車整備工

			場に併設される物品販売業（自動車又はその部品の販売業に限る。）を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以内のもの 二 自動車修理工場又は自動車整備工場に併設される自動車に直接燃料を供給するための施設に附帯する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以内のもの
第二種中高層住居専用地域	区 国際文化交流拠点地区	法第四十八条第四項	一 博物館 二 美術館 三 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 四 展示場 五 集会場
第二種住居地域	区 国際文化交流拠点地区	法第四十八条第六項	一 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 二 展示場

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

文教地区及び特別工業地区の区域内の建築物に関する制限等の内容を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百九号議案

仙台市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

仙台市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

仙台市消防関係手数料条例（平成十二年仙台市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
別表三十五の項の1中「第三十九条の二十二第一項」を「第三十九条の十一第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十一日から施行する。

理 由

高圧ガス保安法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第 110 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市七北田保育所・仙台市教育支援センター複合化増改築工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市泉区七北田字東裏60番 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 622,987,200円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市泉区野村字菅間前34番地の 8
巧成建設株式会社 |

第 111 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 工 事 件 名 | 令和 8 年度仙台スタジアム大規模改修電気設備工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市泉区泉中央一丁目 1 番 3 ほか |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 586,300,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市若林区大和町五丁目29番15号
株式会社ユアテック宮城サービス |

第 112 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 工 事 件 名 | (市) 高畑定義線 (高畑工区) 栈道橋設置工事 (その13) |
| 2 | 工事施行場所 | 仙台市青葉区大倉字高畑地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 479,600,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区八幡六丁目 9 番 1 号
奥田建設株式会社 |

第 113 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市立八幡小学校校舎等増改築工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市青葉区八幡二丁目134番 1 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 2,789,600,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市青葉区立町27番21号
橋本店・同事建設・鷹觜建設共同企業体
構成員 仙台市青葉区立町27番21号
株式会社橋本店
構成員 仙台市太白区富沢西四丁目19番地の19
同事建設株式会社
構成員 仙台市宮城野区原町四丁目 6 番 2 号
鷹觜建設株式会社 |

第 114 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 工 事 件 名 | 仙台市立八幡小学校校舎等増改築機械設備工事 |
| 2 | 工事施行場所 | 仙台市青葉区八幡二丁目134番 1 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 630,300,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区木町通一丁目 2 番 4 号
株式会社アトマックス |

第 115 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 件 名 | 仙台市立長町小学校校舎等改築工事 |
| 2 | 工事施行場所 | 仙台市太白区長町四丁目 1 番, 1 番 1, 1 番 2, 1 番 4, 1 番 5, 3 番 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 2,576,200,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
阿部和工務店・深松組・同事建設共同企業体
構成員 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
株式会社阿部和工務店
構成員 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番 1 号
株式会社深松組
構成員 仙台市太白区富沢西四丁目19番地の19
同事建設株式会社 |

第 116 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市立長町小学校校舎等改築電気設備工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市太白区長町四丁目 1 番, 1 番 1, 1 番 2, 1 番 4, 1 番 5, 3 番 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 551,843,600円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市若林区大和町五丁目30番22号
隼電気株式会社 |

第 117 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 件 名 | 仙台市立福室小学校校舎等増改築工事 |
| 2 | 工事施行場所 | 仙台市宮城野区福室五丁目61番 2， 85番 1， 85番 2， 107番 3， 112番 4 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 2,493,700,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号
仙建工業・深松組・千田建設共同企業体 |
| | 構成員 | 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号
仙建工業株式会社 |
| | 構成員 | 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番 1 号
株式会社深松組 |
| | 構成員 | 仙台市青葉区通町一丁目 3 番11号
千田建設株式会社 |

第 118 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市立福室小学校屋内運動場増改築工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市宮城野区福室五丁目61番 2, 85番 1, 85番 2, 107番 3, 112番 4 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 825,660,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番 1 号
株式会社深松組 |

第 119 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市立北仙台小学校校舎等増改築工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市青葉区東勝山三丁目 1 番 4 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 2,066,900,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市青葉区立町27番21号
橋本店・阿部建設・中城建設共同企業体
構成員 仙台市青葉区立町27番21号
株式会社橋本店
構成員 仙台市青葉区中江二丁目23番20号
阿部建設株式会社
構成員 仙台市宮城野区幸町二丁目23番 1 号
中城建設株式会社 |

第 120 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市立八木山南小学校校舎及び屋内運動場長寿命化改修工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市太白区八木山南五丁目 3 番 2, 鈎取字御堂平39番 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 488,694,800円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市泉区野村字菅間前34番地の 8
巧成建設株式会社 |

第 121 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市立中野中学校校舎等長寿命化改修工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市宮城野区中野字高橋前65番, 88番 2 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 562,672,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市青葉区中江二丁目23番20号
阿部建設株式会社 |

第 122 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

令和 8 年 3 月 12 日付けで議決を得た（仮称）生出地域複合化公共施設新築工事に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

原 契 約 金 額	金 963,626,400円
変更契約金額	金 1,033,036,400円
増 加 金 額	金 69,410,000円

第 123 号議案

工事委託契約の締結に関する件

工事委託契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 工 事 件 名 | 東北貨物線宮城野・東仙台間銀杏架道橋改築工事 |
| 2 | 工事施行場所 | 仙台市宮城野区銀杏町及び宮城野三丁目地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 6,451,608,800円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
東日本旅客鉄道株式会社 |

第 124 号議案

財産の取得に関する件

次の財産を取得することにつき，仙台市財産条例第 2 条の規定により，議決を求める。

所 在	種 類	構 造	延床面積	金 額	備 考
仙台市泉区泉 中央二丁目 1 番 1	庁舎	鉄骨造一部鉄筋コ ンクリート造地上 6 階地下 2 階建て	平方メートル 14,372.21	円 12,397,000,000	泉区役所新庁舎等
	その他 附帯設備	—	—		

第 125 号議案

町の区域を新たに画する件

本市の町の区域を次のとおり新たに画することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

新たに画する 町 名	左 の 区 域 に 包 含 さ れ る 区 域	
	町 名	地 番
八木山南七丁目	鉤 取 三 丁 目	4 の89, 41の 1, 42, 62の 1, 62の66, 62の71, 122
	御 堂 平	4 の 5 の一部, 33の 1 から33の 5 まで, 33の 6 から33の10までの各一部, 36, 38の 3, 38の11から38の16まで, 38の19, 38の20, 43の 1, 43の 2, 108, 109の 1 の一部, 109の 2, 109の 3, 219及びこれらの区域に介在する国有地の全部
	八木山南六丁目	3 の12の一部, 3 の14, 103, 104, 105の一部

備考 地番は令和 7 年12月23日現在のもの

第 126 号議案

町の区域の変更に関する件

本市の町の区域を次のとおり変更することにつき，地方自治法第260条第1項の規定により，議決を求める。

区域を変更する 町 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	町 名	地 番
八木山南六丁目	御 堂 平	109の1の一部

備考 地番は令和7年12月23日現在のもの

第 127 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
河 原 町 一 丁 目 4 号 線	仙台市若林区河原町一丁目259番 1 同 70番11
錦 ケ 丘 一 丁 目 14 号 線	仙台市青葉区錦ヶ丘一丁目50番19 同 51番 1
錦 ケ 丘 一 丁 目 15 号 線	仙台市青葉区錦ヶ丘一丁目53番 1 同 53番32
錦 ケ 丘 一 丁 目 16 号 線	仙台市青葉区錦ヶ丘一丁目50番19 同 50番 1
錦ヶ丘一丁目歩行者専用道路 8 号線	仙台市青葉区錦ヶ丘一丁目49番31 同 53番 5

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
宮 沢 橋 線	仙台市若林区河原町一丁目259番 1 同 太白区根岸町201番 2

第 128 号議案

仙台市教育委員会の委員の任命に関する件

仙台市教育委員会の委員庄司弘美は令和 8 年10月 5 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に任命することにつき，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，幾世橋広子

第 129 号議案

仙台市人事委員会の委員の選任に関する件

仙台市人事委員会の委員内田正之は令和 8 年12月 9 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に選任することにつき，地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，亀田紳一郎

第 130 号議案

仙台市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関する件

仙台市固定資産評価審査委員会の委員小田島祥之は令和 8 年 6 月 26 日に辞任したので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、青木一洋

第 131 号議案

人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、村上匠，村尾宏美，小松昌子，木村き代及び眞山隆宏